## <u>見舞金請求時にご準備していただく必要書類等</u>

見舞金の種類必要書類等	地震(火災)	地震(損壊)	風水害等(大規模災害時)	風水害等(大規模災害以外)	火災等 (火災)	火災等 (水漏れ)	火災等 (自動車の飛び込み)	火災等死傷 (死亡)	火災等死傷 (負傷)
罹災証明書 (コピー可・区役所等)		0	0						
罹災証明書 (コピー可・消防署)	0				0				
被害箇所の見積書(コピー可・業者)			○ 罹災証明書の被害程 度が「準半壊に至ら ない(一部損壊)」 の場合のみ	0	0	0	0		
被害箇所の写真 (業者、組合員等)			○ 罹災証明書の被害程 度が「準半壊に至ら ない(一部損壊)」 の場合のみ	0	0	0	0		
交通事故届出受理番号 (書類不要・警察署で確認)							0		
診断書等1週間以上の入院が 確認できるもの									0
死亡診断書等死亡が確認でき るもの								0	
条件		被害程度 「半壊」 以上	損害額20万円以上	損害額20万円以上	<ul><li>・付属建物、工作物、自動車等の被害</li><li>・損害額20万円以上</li></ul>	・第三者から損 害賠償を受けた ・損害額20万円 以上	・付属建物、工作物、 自動車等の被害 ・第三者から損害賠償 を受けた ・損害額20万円以上		

<sup>&</sup>lt;注意>必要により上記の他に書類等を求める場合があります。